

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定 (三件) …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) ……
- 建築基準法による一団地の区域 …… (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課) ……
- 建築基準法による意見の聴取 …… (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課) ……
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 …… (生活文化局都民生活部管理法人課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要 …… (同) ……

告示

● 東京都告示第千五百五十二号
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年六月二十日
 東京都多摩建築指導事務所長
 金子 博

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の位置
 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十八年五月二十七日
 国立市大字谷保字御経塚五千百十番五の一部分
 延長 一九・七六
 幅員 四・〇〇

● 東京都告示第千五百五十三号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年六月二十日
 東京都多摩建築指導事務所長
 金子 博

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の位置
 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十八年五月三十日
 西東京市泉町二丁目千六百五十九番一及び同番六の各一部分
 延長 一九・五二
 幅員 四・五〇

● 東京都告示第千五百五十四号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年六月二十日
 東京都多摩建築指導事務所長
 金子 博

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の位置
 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十八年五月二十三日
 西東京市南町五丁目五百十七番一の一部分
 延長 三二・六三
 幅員 四・〇〇

● 東京都告示第千五百五十五号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 平成二十八年六月二十日
 東京都多摩建築指導事務所長
 金子 博

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の位置
 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番
 昭島市中神町字東新畑千二百八十一
 認定年月日
 平成二十八年五

番一、千二百八十三番一、同番三、千二百六十四番三の一部、千二百七十八番一の一部、築地町字沖ノ原三百四十五番一の一部、三百七十一番一の一部及び三百七十二番一の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課 (立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第千五百五十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取 (以下「公聴会」という。) を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年六月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十八年六月二十八日 (火曜日) 午後二時から

二 公聴会を行う場所 東村山市市民センター 第四会議室

東村山市本町一丁目一番地一

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一担当 (東京都小平合同庁舎一階)
小平市花小金井一丁目六番二十号

電話〇四二 (四六四) 〇〇〇九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 東村山市富士見町五丁目四番一

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、第二種高度地区及び都市計画公園

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 公園施設 増築

及び用途 公園施設 (公衆便所)

敷地面積 約一二一、〇九八 増減なし

平方メートル

建築面積 約三八〇平方メートル (合計約五五〇平方メートル)

延べ面積 約三七八平方メートル (合計約五四九平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 地上二階建て

高さ 七・〇〇メートル 三・九六メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すずしろ22

三 代表者の氏名

合津 秀雄

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市狭間町千九百九十四番地三百八十三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民と農家を対象として、援農ボランティア、農作業受託事業及び地場野菜提供事業を行うことにより農業を活性化することとともに食料供給、防災、環境保全、農耕文化の継承など多面的価値のある農地を、都市住民の生活環境の中に存続させることで、社会教育の推進や、環境の保全等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワークスコープ

三 代表者の氏名

<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年五月十八日</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 調布市長</p> <p>四 意見</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>二 店舗所在地 調布市布田四丁目四番二十二ほか</p> <p>一 店舗名 (仮称) 京王電鉄調布駅周辺開発計画A棟</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十八年六月二十日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>藤田 徹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区東池袋一丁目四十四番三号 池袋I S P タマビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域の中で人々が生活するために必要と している仕事を協同でおこし、或いはその活動を支援し、 協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、 豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的とし ています。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 調布市長</p> <p>四 意見</p> <p>三 設置者名 オリックス株式会社</p> <p>二 店舗所在地 調布市菊野台一丁目三十三番三ほか</p> <p>一 店舗名 (仮称) クロスガーデン調布</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 平成二十八年六月二十日から同年七月二 十日まで。ただし、東京都の休日に関す る条例(平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 平成二十八年六月二十日から同年七月二 十日まで。ただし、東京都の休日に関す る条例(平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>ウ 収受日 平成二十八年五月十八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年六月二十日から同年七月二 十日まで。ただし、東京都の休日に関す る条例(平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見 の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項 の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に</p>	<p>一 店舗名 (仮称) 府中寿町プロジェクト</p> <p>二 店舗所在地 府中市寿町二丁目四番四十二ほか</p> <p>三 設置者名 生活協同組合コープみらい</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 府中市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年五月二十三日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年六月二十日から同年七月二 十日まで。ただし、東京都の休日に関す る条例(平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>ウ 収受日 平成二十八年五月十八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年六月二十日から同年七月二 十日まで。ただし、東京都の休日に関す る条例(平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

供する。

平成二十八年六月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 ニトリ東八三鷹店

イ 店舗所在地 調布市深大寺東町八丁目三十三番地
一ほか

ウ 設置者名 株式会社ニトリホールディングス

(二)ア 店舗名 (仮称) 糎谷駅前地区第一種市街地
再開発ビル

イ 店舗所在地 大田区西糎谷四丁目千四百六十番

ウ 設置者名 糎谷駅前地区第一種市街地再開発組
合

(三)ア 店舗名 万田ビル

イ 店舗所在地 立川市曙町二丁目十八番十八号

ウ 設置者名 多摩中央産業株式会社

(四)ア 店舗名 渋谷神南共同ビル

イ 店舗所在地 渋谷区神南一丁目三十三番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社丸井ほか十六名

(五)ア 店舗名 松原ビル

イ 店舗所在地 世田谷区宮坂二丁目十九番五号

ウ 設置者名 有限会社松原ビル

(六)ア 店舗名 葛西クリンタウンショッピングセ
ンター

イ 店舗所在地 江戸川区清新町一丁目三番六号

ウ 設置者名 株式会社新都市ライフ

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(六)までの店舗に係る届出に
ついては、区市の意見に配慮すると
ともに大規模小売店舗立地法第四条

(二) 意見の通知日

平成二十八年五月二十六日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振
興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

四 縦覧期間

平成二十八年六月二十日から同年七
月二十日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都条
例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

に基づく指針を勘案し、総合的に判
断して、意見なしとする。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円

三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

